

戸田市建設工事段階的選抜方式実施要領

平成29年1月17日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第16条の規定に基づき、建設工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定する方式（以下「段階的選抜方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 段階的選抜方式を行う建設工事（以下「対象工事」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を行う場合において、技術提案型を選択したときに、次の各号のいずれかに該当するものから選定することができる。

- (1) 競争に参加する者の数が多数であると見込まれるとき
- (2) その他必要があると認めるとき

2 対象工事は、戸田市公共調達審査委員会規則（平成20年規則第15号）第1条に規定する戸田市公共調達審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選定するものとする。

(選抜基準)

第3条 市長は、段階的選抜方式を行おうとするときは、建設工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜するための基準（以下「選抜基準」という。）を定めるものとする。

2 選抜基準の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業の技術能力
- (2) 配置予定技術者の技術能力
- (3) 企業の地域精通度
- (4) 企業の社会的貢献度
- (5) その他審査に関し必要な事項

(競争参加申請者への周知)

第4条 市長は、段階的選抜方式を行おうとするときは、対象工事に係る一般競争入札に参加を申請する者（以下「競争参加申請者」という。）に対し、総合評価方式による一般競争入札の公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）により、段階的選抜方式を行うこと並びに選

抜基準及びその他必要な事項を周知しなければならない。

(一次評価点)

第5条 総務部管財入札課長は、競争参加申請者が提出した入札公告等に定める競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び段階的選抜方式に係る審査資料（以下「申請書等」という。）を確認し、選抜基準に則り、競争参加申請者が得た点数（以下「一次評価点」という。）を算出するものとする。ただし、申請書等において、入札に参加する者に必要な資格を保有しないことが判明した競争参加申請者については、一次評価点を算出しないものとする。

2 総務部管財入札課長は、一次評価点を審査委員会に報告し、審査委員会は、速やかに競争参加申請者に係る技術的能力に関する事項の審議を行うものとする。

3 総務部管財入札課長は、前項の審議を経て、一次評価点を決定するものとする。

(選抜者等の決定)

第6条 市長は、一次評価点の上位の者から入札公告等に定める数の競争参加申請者について、対象工事に係る競争参加資格を有する者（以下「選抜者」という。）として決定するものとする。ただし、最終順位にあたる一次評価点の者が複数存在する場合は、その全ての者を選抜者に含むものとする。

2 市長は、競争参加申請者のうち選抜者とならなかった者について、対象工事に係る競争参加資格を有しない者（以下「非選抜者」という。）として決定するものとする。

(競争参加資格の通知)

第7条 総務部管財入札課長は、選抜者及び非選抜者が決定された場合は、競争参加申請者に対し、速やかにその競争参加資格の有無等について通知するものとする。

(選抜結果に関する照会)

第8条 総務部管財入札課長は、選抜基準に基づく選抜の結果について、非選抜者から競争参加資格の確認に係る申出書（第1号様式）により説明を求められたときは、遅滞なく、当該非選抜者に対し、競争参加資格の確認に係る通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(入札及び技術評価点)

第9条 選抜者は、入札公告等の定めるところにより対象工事に係る技術提案書及び入札書を提出するものとする。

2 総合評価方式における技術評価点については、一次評価点に技術提案の得点（性能等に関する技術提案書に基づき算出した点数のことをい

う。)を加えたものとする。

(選抜の取り消し)

第10条 市長は、選抜者が入札公告等に定める条件を欠いたときは、その者の選抜を取り消すものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第11条 市長は、競争参加申請者が提出した申請書等において、虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、選抜の取り消し、契約の解除、入札参加停止等の措置を講ずることができる。

(総合評価方式に関する事項)

第12条 総合評価方式に関する事項は、戸田市建設工事総合評価方式執行要綱(平成20年9月30日市長決裁)に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

競争参加資格の確認に係る申出書

年 月 日

（宛先）

戸田市総務部管財入札課長

所在地
（競争参加申請者）名 称
代表者職氏名

貴職から 年 月 日付けで通知のありました競争参加資格確認通知書における競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求めるとを申し出ます。

記

公 告 日	年 月 日
調 達 案 件 名 称	
競争参加資格の有 無	無 《理由又は条件》 選 抜 基 準 に 基 づ く 評 価 点 が 選 抜 す る 点 数 に 達 し な か っ た た め
説 明 申 立 期 限	年 月 日 時 分

※ この申出書は、競争参加資格確認通知書に記載された説明を求めることが出来る期間内に、戸田市総務部管財入札課入札担当へ提出してください。

第 年 月 日 号

様

競争参加資格の確認に係る通知書

戸田市総務部管財入札課長 氏名

貴職から 年 月 日付けで提出のありました競争参加資格の確認に係る申出書において求められた、貴社の競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり通知します。

記

公 告 日	年 月 日
調 達 案 件 名 称	
競争参加資格がないとした理由	<p>貴社の建設工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜するための基準に基づく評価点が、対象工事に係る競争参加資格を有する者を選抜する点数に達しなかったため。なお、貴社の一次評価点及びその内訳については、次のとおり。</p> <p>【一次評価点 点】</p> <p>《内訳》</p> <p>① 企業の技術能力 点</p> <p>② 配置予定技術者の技術能力 点</p> <p>③ 企業の地域精通度 点</p> <p>④ 企業の社会的貢献度 点</p> <p>⑤ その他審査に関し必要な事項 点</p>
そ の 他	<p>対象工事に係る落札者を決定するまで間は、競争参加申請者並びに選抜者及び非選抜者の数、名称、一次評価点（選抜者における最下位の一次評価点を含む）等の公表は行わない</p>